

和歌山県土地開発公社インターネット公有財産売却(以下「公有財産売却」といいます)をご利用いただくには、以下の「誓約書」および「和歌山県土地開発公社インターネット公有財産売却ガイドライン(以下「本ガイドライン」といいます)」をよくお読みいただき、同意していただくことが必要です。また、公有財産売却の手続きなどに関して、本ガイドラインとKSI官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインとの間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

誓約書

以下を誓約いたします。

今般、和歌山県土地開発公社の保有財産売却に参加するに当たっては、以下の事項に相違ない旨確約のうえ、本ガイドラインおよび和歌山県土地開発公社における入札、契約などに係る諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴社の指示に従い、当該執行機関に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、貴社に対し一切異議、苦情などは申しません。

1 私は、「和歌山県土地開発公社インターネット公有財産売却ガイドライン」に記載されている入札に参加できない者に該当しません。

2 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。

(1) 正当な理由なく、当該入札に参加しないこと。

(2) 入札において、その公正な執行を妨げ、または公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合すること。

(3) 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げること。

(4) 契約の履行をしないこと。

(5) 契約に違反し、契約の相手方として不相当と和歌山県土地開発公社に認められること。

(6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。

(7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不相当と認められること。

(8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。

3 私は、和歌山県土地開発公社の保有財産売却に係る「本ガイドライン」、「入札公告」、「売買契約書」の各条項を熟覧し、および貴社の現地説明などを傾聴し、これらについてすべて承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について貴社に対し一切異議、苦情などは申しません。

和歌山県土地開発公社インターネット公有財産売却 ガイドライン

第1 保有財産売却の参加条件など

1 保有財産売却の参加条件

(以下のいずれかに該当する方は、保有財産売却へ参加することができません)

(1)当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者(未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人)及び破産者で復格を得ない者

(2)個人にあつては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という)に該当する者。法人にあつては、役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいう)が暴力団員に該当する者

(3)売り払い物件の使用目的(用途)が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項に定める風俗営業、同条第 5 項に定める性風俗関連特殊営業の用途に使用しようとする者

(4)売り払い物件の使用目的(用途)が公序良俗に反するおそれがあると和歌山県土地開発公社が認めた者

(5)次の各号に該当する者で、その事実があつた後 2 年を経過しない者、又はその者の代理人、支配人その他の使用人、又は入札代理人として使用する者

ア 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者

ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

エ ア～ウいずれかに該当する事実があつた後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(6)日本語を完全に理解できない者

(7)和歌山県土地開発公社が定める本ガイドラインおよび KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない者

(8)保有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者

2 保有財産売却の参加に当たっての注意事項

(1)保有財産売却は、和歌山県土地開発公社の規定にのっとりして和歌山県土地開発公社が執行する一般競争入札手続きの一部です。

(2)売払代金の残金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、和歌山県土地開発公社の規定に基づき、以後 2 年間和歌山県土地開発公社の実施する一般競争入札に参加できなくなることがあります。

(3)保有財産売却に参加される方は入札保証金を納付してください。

(4)保有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム(以下「売却システム」といいます)上の保有財産売却の物件詳細画面や和歌山県土地開発公社において閲覧に供されている一般競争入札の公告などを確認し、関係公簿などの閲覧などに

より十分に調査を行ったうえで保有財産売却に参加してください。

また、入札前に和歌山県土地開発公社が現地説明会を実施する場合には、購入希望の財産を確認してください。現地説明会を実施しない場合には、参加者ご自身が事前に購入希望の物件をご確認いただくとともに利用等に係る規制を熟知した上で入札に参加してください。

(5)売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを採用しています。保有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で保有財産売却の参加申し込みなど一連の手続きを行ってください。

ア 参加仮申し込み

売却システムの売却物件詳細画面より保有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。

イ 参加申し込み(本申し込み)

売却システムの保有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、和歌山県土地開発公社のホームページより「保有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書(以下、「申込書」といいます)」を印刷し、必要事項を記入・押印後、住民票(参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本並びに役員全員の氏名、生年月日及び住所の記載された書類、ただし書式は問いません)および印鑑登録証明書を添付のうえ、和歌山県土地開発公社に送付してください。(郵送の場合は、申込締切日の消印有効)

- ・保有財産売却の各物件について入札保証金の納付方法をご確認のうえ、申込書の入札保証金納付方法欄にある「クレジットカード、銀行振込など両方」「クレジットカード」「銀行振込など」のうちご希望の方法いずれか一つに「○」をしてください。

- ・複数の物件について申し込みをされる場合、保有財産売却の物件ごとに申込書が必要になりますが、添付書類である住民票(参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本)および印鑑登録証明書は1通のみ提出してください。

- ・住民票・商業登記簿謄本・印鑑登録証明書は、交付の日から1ヶ月以内のものを提出してください。

(6)保有財産売却においては、特定の物件(売却区分)の売却が中止になること、もしくは保有財産売却の全体が中止になることがあります。

3 保有財産売却の財産の権利移転などについての注意事項

(1)落札後、契約を締結した時点で、落札者に保有財産売却の財産にかかる危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の毀損、焼失など和歌山県土地開発公社の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。

(2)落札者が落札代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。

(3)和歌山県土地開発公社は、売払代金の残金を納付した落札者の請求により、権利移転の登記を関係機関に嘱託します。

(4)原則として、物件にかかわる調査、土壌調査およびアスベスト調査などは行っておりません。また、開発など(建築など)に当たっては、都市計画法、建築基準法および条例などの法令により、規制がある場合があるので、事前に関係機関にご確認ください。

4 個人情報の取り扱いについて

(1)保有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。

ア 保有財産売却の参加申し込みを行う際に、住民登録などのされている住所、氏名など(参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登記されている所在地、名称、代表者氏名)を保有財産売却の参加者情報として登録すること。

イ 入札者の保有財産売却の参加者情報および KSI 官公庁オークション ID に登録されているメールアドレスを和歌山県土地開発公社に開示され、かつ和歌山県土地開発公社がこれらの情報を 5 年間保管すること。

・和歌山県土地開発公社から保有財産売却の参加者に対し、KSI 官公庁オークション ID で証されているメールアドレスに、保有財産売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することがあります。

ウ 落札者に決定された保有財産売却の参加者の KSI 官公庁オークション ID を売却システム上において一定期間公開されること。

エ 和歌山県土地開発公社は収集した個人情報を一般競争入札の参加者の資格審査のための措置などを行うことを目的として利用します。

(2)保有財産売却の参加者情報の登録内容が住民登録や商業登記簿謄本の内容などと異なる場合は、落札者となっても所有権移転などの権利移転登記を行うことができません。

5 共同入札について

(1)共同入札とは

一つの財産を複数の者で共有する目的で入札することを共同入札といいます。

(2)共同入札における注意事項

ア 共同入札する場合は、共同入札者のなかから 1 名の代表者を決める必要があります。実際の保有財産売却の参加申し込み手続きおよび入札手続きをすることができるのは、当該代表者のみです。したがって、保有財産売却の参加申し込み手続きおよび入札手続きなどについては、代表者の KSI 官公庁オークション ID で行うこととなります。手続きの詳細については、「第 2 保有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について」および「第 3 入札形式で行う保有財産売却の手続き」をご覧ください。

イ 共同入札する場合は、共同入札者全員の印鑑登録証明書および共同入札者全員の住所(所在地)と氏名(名称)を連署した申込書を和歌山県土地開発公社に提出することが必要です。

なお、申込書は和歌山県土地開発公社のホームページより印刷することができます。

ウ 申込書に記載された内容が共同入札者の住民登録や商業登記簿の内容などと異なる場

合は、共同入札者が落札者となっても権利移転登記を行うことができません。

第2 保有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について

入札するには、保有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が必要です。保有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が確認できた **KSI 官公庁オークション ID** でのみ入札できます。

1 保有財産売却の参加申し込みについて

売却システムの画面上で、住民登録などのされている住所、氏名など(参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登記されている所在地、名称、代表者氏名)を保有財産売却の参加者情報として登録してください。

- ・法人で保有財産売却の参加申し込みする場合は、法人代表者名で **KSI 官公庁オークション ID** を取得する必要があります。
- ・共同入札する場合は、売却システムの画面上で、共同入札の欄の「する」を選択し、保有財産売却の参加申し込みを行ってください。

2 入札保証金の納付について

(1)入札保証金とは

入札する前に納付しなければならない金員です。入札保証金は、和歌山県土地開発公社が売却区分(保有財産売却の財産の出品区分)ごとに予定価格(最低落札価格)の 100 分の 10 以上の金額を定めます。

(2)入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。入札保証金は、和歌山県土地開発公社が売却区分ごとに指定する方法で納付してください。売却区分ごとに、売却システムの保有財産売却の物件詳細画面でどの方法が指定されているかを確認してください。

- ・入札保証金には利息を付しません。
- ・原則として、入札開始 2 日前までに和歌山県土地開発公社が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。

ア クレジットカードによる納付

クレジットカードで入札保証金を納付する場合は、売却システムの売却物件詳細画面より保有財産売却の参加仮申し込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付してください。クレジットカードにより入札保証金を納付する保有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を **SB ペイメントサービス株式会社** に委託することを承諾します。保有財産売却の参加申込者は、保有

財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

また、保有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、保有財産売却の参加申込者の個人情報をおよびSB ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。

売却システムの保有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、和歌山県土地開発公社のホームページより申込書を印刷し、必要事項を記入・押印後、住民票(法人の場合は商業登記簿謄本並びに役員全員の氏名、生年月日及び住所の記載された書類、ただし書式は問いません)および印鑑登録証明書を添付のうえ、和歌山県土地開発公社に送付してください。(郵送の場合は申込締切日の消印有効)

- ・申込書の入札保証金納付方法欄の「クレジットカード」を選択してください。
- ・VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエクスプレスカードの各クレジットカードを利用できます。(各クレジットカードでもごく一部利用できないクレジットカードがあります)
- ・法人で保有財産売却に参加する場合、当該法人の代表者名義のクレジットカードをご使用ください。

イ 銀行振込による納付

銀行振込などで入札保証金を納付する場合は、売却システムの保有財産売却の物件詳細画面より保有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。売却システムの保有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、和歌山県土地開発公社のホームページより申込書を印刷し、必要事項を記載・押印後、住民票の写し(法人の場合は商業登記簿謄本並びに役員全員の氏名、生年月日及び住所の記載された書類、ただし書式は問いません)および印鑑登録証明書を添付のうえ、和歌山県土地開発公社に送付してください。(郵送の場合は申込締切日の消印有効)

なお、銀行振込の場合は、保有財産売却の参加者より必要書類が和歌山県土地開発公社に到着後、和歌山県土地開発公社から納入方法を通知しますので、和歌山県土地開発公社が指定する金融機関に入札保証金を納付してください。

- ・銀行振込の際の振込手数料は保有財産売却の参加申込者の負担となります。
- ・銀行振込により入札保証金を納付する場合は、和歌山県土地開発公社が納付を確認できるまで5日程度要することがあります。
- ・申込書の入札保証金納付方法欄の「銀行振込など」を選択してください。

ウ その他の方法による納付

納付方法はクレジットカードおよび銀行振込以外に、現金書留、郵便為替および直接持参があります。(物件ごとに指定されている場合があります)

※売却システムで参加仮申し込みされる際には「銀行振込など」を選択していただくこととなります。

売却システムの保有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、和歌山県土地開発公社のホームページより申込書を印刷し、必要事項を記入・押印後、住民票(法人の場合は商業登記簿謄本並びに役員全員の氏名、生年月日及び住所の記載された書類、ただし書式は問いません)および印鑑登録証明書を添付のうえ、和歌山県土地開発公社に直接持参してください。(郵送の場合は、申込締切日の消印有効)

(ア)現金書留または郵便為替の場合

最寄りの郵便局で納付してください。

(イ)直接持参の場合

和歌山県土地開発公社に直接持参してください。

エ 申込書の入札保証金納付方法欄で、クレジットカードと銀行振込など両方で納付される場合は、上記ア、イ、ウをご了承のうえ「クレジットカード、銀行振込など両方」を選択し、当入札参加に必要な入札保証金を納付してください。

・現金書留による送付または直接持参により入札保証金を納付する場合、現金もしくは銀行振出の小切手(和歌山県手形交換所加盟の金融機関が振り出し、振出日より5日以内のもので、受取人は持参人払いとしたものに限り)で和歌山県土地開発公社に送付または直接持参してください。

・郵便為替により入札保証金を納付する場合、郵便為替証書は、発行日から起算して175日を経過していないものに限り。

・現金書留の郵送料または為替手数料などについては、保有財産売却の参加申込者の負担となります。

・直接持参の場合は、持ち込んだその日に金融機関に納入手続を行いますので、14時までに持参してください。

・郵便為替または現金書留により入札保証金を納付する場合は、原則として申込書、住民票(参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本並びに役員全員の氏名、生年月日及び住所の記載された書類、ただし書式は問いません)および印鑑登録証明書を同封してください。

(3)入札保証金の没収

保有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約締結期限までに和歌山県土地開発公社の定める契約を締結しない場合は没収し、返還しません。

(4)入札保証金の契約保証金への充当

保有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、申請書に基づき、契約保証金に全額充当します。

第3 入札形式で行う保有財産売却の手続き

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。

1 保有財産売却への入札

(1)入札

入札保証金の納付が完了した **KSI 官公庁オークション ID** でのみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

(2)無効とする入札

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

ア 入札参加資格がない者のした入札

イ 入札者またはその代理人が同一事項について2回以上した入札またはこれらの者がさらに他の者を代理してした入札

ウ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札

エ 入札保証金が納付されていない入札または入札保証金の額が所定の額に達していない入札

オ アからエまでに掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

2 落札者の決定

(1)落札者の決定

入札期間終了後、和歌山県土地開発公社は開札を行い、売却区分(保有財産売却の財産の出品区分)ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格(最低落札価格)以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ(自動抽選)で落札者を決定します。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者の **KSI 官公庁オークション ID** を落札者の氏名(名称)とみなします。

ア 落札者の告知

落札者の **KSI 官公庁オークション ID** と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

イ 和歌山県土地開発公社から落札者への連絡

落札者には、和歌山県土地開発公社から入札終了後、あらかじめ **KSI 官公庁オークション ID** で認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。共同入札者が落札者となった場合は、代表者にのみ落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

・和歌山県土地開発公社が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの

変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、執行機関が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、契約保証金を没収し、返還しません。

・当該電子メールに表示されている整理番号は、和歌山県土地開発公社に連絡する際や和歌山県土地開発公社に書類を提出する際などに必要となります、

(2)落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

3 売却の決定

(1)落札者に対する売却の決定

和歌山県土地開発公社は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。

契約の際には和歌山県土地開発公社より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、次の書類などを添付して和歌山県土地開発公社に直接持参または郵送してください。

ア 必要な書類

(ア)市町村が発行する身分証明書

(イ)登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収証書(以下、「収入印紙」といいます)

イ 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

ウ 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

(2)売却の決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合および落札者が保有財産売却の参加仮申込みの時点で18歳未満の方など保有財産売却に参加できない者の場合に、売却の決定が取り消されます。

この場合、保有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還しません。

4 売払代金の残金の納付

(1)売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金(契約保証金に充当した入札保

証金を含む)を差し引いた金額となります。

(2)売払代金の残金納付期限について

落札者は、売払代金の残金納付期限までに和歌山県土地開発公社が納付を確認できるよう売払代金の残金を一括で納付してください。

売払代金の残金が納付された時点で、保有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、事前に納付された契約保証金を没収し、返還しません。

(3)売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は次の方法で納付してください。なお、売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。また、売払代金の残金納付期限までに和歌山県土地開発公社が納付を確認できることが必要です。

ア 銀行振り込みによる納付(和歌山県土地開発公社が発行する納入通知書による納付)

イ 現金書留による送付(金額が 50 万円以下の場合のみ)

ウ 郵便為替による納付

発行日から起算して 175 日を経過していないものに限りです。

エ 現金もしくは銀行振出の小切手を和歌山県土地開発公社へ直接持参

・銀行振出の小切手は、和歌山県手形交換所加盟の金融機関が振り出し、振出日より 5 日以内のもので、受取人は持参人払いとしたものに限りです。

5 入札保証金の返還

(1)落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、保有財産売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

入札保証金返還の方法および返還に要する期間は次のとおりです。

ア クレジットカードによる納付の場合

SB ペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。

ただし、保有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

イ 銀行振込などによる納付の場合

入札保証金の返還方法は、保有財産売却の参加者が指定する銀行口座への振込のみとなります。保有財産売却の参加者(入札保証金返還請求者)名義の口座のみ指定可能です。共同入札の場合は、仮申し込みを行った代表者名義の口座のみ指定可能です。

なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後 4 週間程度要することがあります。

第4 保有財産売却の財産の権利移転および引き渡しについて

和歌山県土地開発公社は、落札後、落札者と契約を交わします。

契約の際には和歌山県土地開発公社より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、市町村が発行する身分証明書および登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収証書を併せて和歌山県土地開発公社に直接持参または郵送してください。その後、売払代金の残金納付確認後、落札者の請求に基づいて不動産登記簿謄本上の権利移転のみを行います。

1 権利移転の時期

保有財産売却の財産は、売払代金の残金を納付したときに権利移転します。

2 権利移転の手続きについて

(1)和歌山県土地開発公社のホームページより「所有権移転登記請求書」を印刷した後、必要事項を記入・押印して、売払代金の残金納付期限までに和歌山県土地開発公社へ提出してください。なお、売払代金の残金納付期限は、契約締結後2週間以内となります。

(2)共同入札の場合は、共同入札者全員が記入・押印した「所有権移転登記請求書」の提出が必要です。また、保有財産売却の財産の持分割合は、移転登記前に和歌山県土地開発公社に対して任意の書式にて申請してください。

(3)所有権移転の登記が完了するまで、入札終了後1か月半程度の期間を要することがあります。

3 注意事項

(1)落札後、契約を締結した時点で、保有財産売却の財産にかかる危険負担は落札者に移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の毀損、焼失など和歌山県土地開発公社の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。

なお、落札代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。

(2)保有財産売却の財産内の動産類やゴミなどの撤去などは、すべて落札者自身で行ってください。

4 引き渡しおよび権利移転に伴う費用について

(1)権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税、登記嘱託書の郵送料など)は落札者の負担となります。

(2)所有権移転などの登記を行う際は、登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収証書が必要となります。

ア 売払代金の残金を銀行振込で納付する場合

売払代金の残金を納付後、収入印紙などを和歌山県土地開発公社に送付してください。

イ 売払代金の残金を持参する場合

収入印紙などを併せて持参してください。

共同入札者が落札者となった場合、登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収証書は、共同入札者の人数分だけ必要となります。共同入札者は、各々の持分に応じた登録免許税相当額を納付してください。(実際に持参または送付する場合は全共同入札者の合計で構いません)

・所有権移転登記を行う際に、和歌山県土地開発公社と所管の法務局との間で登記嘱託書などの書類を送付するために郵送料(切手 1500 円程度)が必要です。

第5 注意事項

1 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

(1)保有財産売却の参加申し込み期間中

システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は保有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア 保有財産売却の参加申し込み受付が開始されない場合

イ 保有財産売却の参加申し込み受付ができない状態が相当期間継続した場合

ウ 保有財産売却の参加申し込み受付が入札開始までに終了しない場合

エ 保有財産売却の参加申し込み受付終了時間後になされた保有財産売却の参加申し込みを取り消すことができない場合

(2)入札期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は保有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア 入札の受付が開始されない場合

イ 入札できない状態が相当期間継続した場合

ウ 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

(3)入札期間終了後

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は保有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア 一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合

イ くじ(自動抽選)が必要な場合でくじ(自動抽選)が適正に行えない場合

2 保有財産売却の中止

保有財産売却の参加申し込み開始後に保有財産売却を中止することがあります。保有財産

売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、保有財産売却を中止することがあります。

(1)特定の保有財産売却の特定の売却区分(売却財産の出品区分)の中止時の入札保証金の返還

特定の保有財産売却の物件の保有財産売却が中止となった場合、当該保有財産売却の物件について納付された入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後4週間程度要することがあります。

(2)保有財産売却の中止時の入札保証金の返還

保有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後4週間程度要することがあります。

3 保有財産売却の参加を希望する者、保有財産売却の参加申込者および入札者など(以下「入札者など」といいます)に損害などが発生した場合

(1)保有財産売却が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、和歌山県土地開発公社は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(2)売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合、和歌山県土地開発公社は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(3)入札者などの使用する機器および保有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、保有財産売却の参加申し込みまたは入札に参加できない事態が生じた場合においても、和歌山県土地開発公社は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。

(4)保有財産売却に参加したことにより、入札者などが使用する機器およびネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合、和歌山県土地開発公社は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(5)保有財産売却の参加者などが入札保証金を自己名義(法人の場合は当該法人代表者名義)のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不備により、入札保証金の納付ができず保有財産売却の参加申し込みができないなどの事態が発生したとき、それに起因して入札者などに生じた損害について、和歌山県土地開発公社は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(6)保有財産売却の参加者などの発信もしくは受信するデータが不正アクセスおよび改変などを受け、保有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、和歌山県土地開発公社は責任を負いません。

(7)保有財産売却の参加者などが、自身の KSI 官公庁オークション ID およびパスワードなどを粉失もしくは、KSI 官公庁オークション ID およびパスワードなどが第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず和歌山県土地開発公社は責任を負いません。

4 保有財産売却の参加申し込み期間および入札期間

保有財産売却の参加申し込み期間および入札期間は、売却システム上の保有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。

ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

5 リンクの制限など

和歌山県土地開発公社が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、和歌山県土地開発公社物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。

また、売却システム上において、和歌山県土地開発公社が公開している情報(文章、写真、図面など)について、和歌山県土地開発公社に無断で転載・転用することは一切できません。

インターネット公有財産売却における個人情報について

和歌山県土地開発公社が紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は和歌山県土地開発公社になります。

クレジットカードで入札保証金を納付する場合

クレジットカードにより入札保証金を納付する参加者およびその代理人(以下、「参加者など」という)は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をSBペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。参加者などは、公有財産売却手続きが終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。また、参加者などは、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、参加者などの個人情報をSBペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。